公園No.　　受付 令和　・　・　　許可 令和　・　・　　変更 令和　・　・

様式第1号

都市公園使用許可申請書（台帳）

高 知 市 長　桑 名 龍 吾　様

令和　・　・

住所

氏名

次のとおり申請します。　　電話

記

1 使用場所		決　裁	
2 使用目的	3 使用面積	区分	
4 構造(施設)	5 使用方法　原状復旧	市長	
6 使用期間　(　日間) 令和　・　・　～　令和　・　・	7 使用料 ご指示のとおり	副市長	
8 現場責任者	9 連絡先	部長	
10 使用位置図(うらを利用してもよい)		副部長	
		課長	
		補佐課長	
		係長	
		係	

公園No.　　許可 令和　・　・

都市公園使用許可証

高知市

様

令和　・　・

高 知 市 長　桑 名 龍 吾　(印)

令和　・　・　申請を次のとおり許可します。

記

1 使用場所	
2 使用目的	
3 使用面積	4 構造(施設)
5 使用方法　原状復旧	
6 使用期間　(　日間) 令和　・　・　～　令和　・　・	7 使用料
8 現場責任者	

9 許可条件

ア 高知市都市公園条例，同施行規則を厳守しなければならない。

イ 許可なく使用目的以外の用途に使用してはならない。

ウ 使用物件を第三者に転貸してはならない。

エ 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは，自己の責任において解決しなければならない。

オ 使用者が本市の施設を破損または滅失したときは市長の定める損害額を賠償しなければならない。

カ 使用期間中であっても，本市において公益上その他必要があるときは，この許可を取り消すことがある。

キ 使用期間経過後はただちに自己の費用をもって使用物件を原状に復して返還しなければならない。

ク 使用にともなう騒音その他のトラブルについては，現場責任者の責任において対応しなければならない。

教示

1　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については，上記1の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記1の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。